「ロ　特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　千分の百六十四

ロ　特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　千分の百六十四」と、同号中「ロ　特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　千分の百六十四

特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合　千分の百六十四」とあるのは

(1)　ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者の厚生労働大臣が定める組合の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的世帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合　千分の百六十四

(2)　ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一に規定する組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合　千分の百六十四

とする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条　平成二十一年度以前の年度の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による全国健康保険協会に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金の額についての国庫補助金については、なお従前の例による。

附　則

(施行期日)

第一条　この政令は、平成二十二年七月一日から施行する。

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第二条　平成二十一年度以前の年度の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による国民健康保険組合に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金の額についての補助金については、なお従前の例による。

2　平成二十二年度における国民健康保険法第七十三条の規定による補助金の額については、第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において同令附則第十四条の二の規定の適用がないものとして同令附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定を適用するとしたならば同条の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百六十四号

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
外務大臣　岡田　克也

公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百六十五号

公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年六月二十八日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

公文書管理委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

政令第百六十六号

公文書管理委員会令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。